

神奈川県教育委員会会議規則の一部を改正する規則

別紙（案）のとおり

令和 3 年 3 月 24 日提出

神奈川県教育委員会
教育長 桐 谷 次 郎

（提案理由）

新型コロナウイルス感染症及び非常災害その他緊急時への対応として、オンライン会議システム等を活用した教育委員会の会議の開催を可能とするため、神奈川県教育委員会会議規則について所要の改正をいたしたく提案するものです。

(案)

神奈川県教育委員会会議規則の一部を改正する規則

神奈川県教育委員会会議規則（昭和31年神奈川県教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項に次のただし書を加える。

ただし、委員が次条に規定する方法によつて会議に出席する場合は、この限りでない。

第2条の次に次の1条を加える。

（オンライン出席）

第2条の2 教育長が必要があると認めるときは、教育長及び委員は、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる方法によつて会議に出席（以下「オンライン出席」という。）することができる。この場合において、映像を送受信できなくなつた場合であつても、音声の送受信により教育長及び委員が適時的確な意見表明を相互に行うことができると教育長が認めるときは、オンライン出席しているものとみなすことができる。

2 前項に定めるもののほか、オンライン出席に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

第16条の次に次の1条を加える。

（職員の出席）

第16条の2 教育長は、必要に応じて教育委員会の職員（以下「職員」という。）を会議に出席させるものとする。

2 前項の規定により教育長が職員を出席させる場合においては、オンライン出席の方法によることができる。

第25条第1項中「現に議場にいない」を「退席している」に改める。

第27条第3項後段を削る。

第7章を次のように改める。

第7章 削除

第28条から第34条まで 削除

第35条第2項中「、すべて議場の外に退去」を「退席又は退場」

に改める。

第36条第1項中「及び選挙」を削る。

第41条中「その他議場」を「その他会議」に、「議場の外に退去」を「退席」に改める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

新旧対照表

○神奈川県教育委員会会議規則（昭和31年教育委員会規則第13号）

新	旧
第1条（略）	第1条（略）
（招集等）	（招集等）
第2条（略）	第2条（略）
2 委員は、前項の規定による通知に指定された日時に議場に参集しなければならない。 <u>ただし、委員が次条に規定する方法によつて会議に出席する場合は、この限りでない。</u>	2 委員は、前項の規定による通知に指定された日時に議場に参集しなければならない。
3・4（略）	3・4（略）
<u>（オンライン出席）</u>	<u>（新規）</u>
<u>第2条の2 教育長が必要があると認めるときは、教育長及び委員は、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる方法によつて会議に出席（以下「オンライン出席」という。）することができる。この場合において、映像を送受信できなくなつた場合であつても、音声の送受信により教育長及び委員が適時的確な意見表明を相互に行うことができると教育長が認めるときは、オンライン出席しているものとみなすことができる。</u>	
<u>2 前項に定めるもののほか、オンライン出席に関し必要な事項は、教育長が別に定める。</u>	
第3条～第16条（略）	第3条～第16条（略）
<u>（職員の出席）</u>	<u>（新規）</u>
<u>第16条の2 教育長は、必要に応じて教育委員会の職員（以下「職員」という。）を会議に出席させるものとする。</u>	
<u>2 前項の規定により教育長が職員を出席させる場合においては、オンライン出席の方法によることができる。</u>	
第17条～第24条（略）	第17条～第24条（略）
（表決の参加と更正禁止）	（表決の参加と更正禁止）
第25条 採決の際に、 <u>退席している</u> 教育長又は委員は、表決に加わることができない。	第25条 採決の際に、 <u>現に議場にはいない</u> 教育長又は委員は、表決に加わることができない。
2（略）	2（略）
第26条（略）	第26条（略）
（採決の方法）	（採決の方法）
第27条 1・2（略）	第27条 1・2（略）
3 教育長は、委員の2人以上から要求があつたときは、記名又は無記名の投票により採決することができる。	3 教育長は、委員の2人以上から要求があつたときは、記名又は無記名の投票により採決することができる。 <u>この場合には、第28条から第33条までの規定を準用する。</u>
<u>第7章 削除</u>	<u>第7章 選挙</u>
<u>第28条から第34条まで 削除</u>	<u>（選挙の宣告）</u>
	<u>第28条 教育長は、会議において選挙を行うときは、その旨を宣告しなければならない。</u>
	<u>（選挙の立会人）</u>
	<u>第29条 投票により選挙を行うときは、教育長は、委員のうちから1人以上の立会人を指名して、投票及</u>

新	旧
<p>(非公開とできる事件等)</p> <p>第35条 1 (略)</p> <p>2 会議を非公開とするときは、教育長又は第22条の2の規定により指名された委員は、その指定する者以外の者を<u>退席又は退場</u>させなければならない。</p> <p>第35条の2 (略) (会議録)</p> <p>第36条 会議録には、すべての議事の経過のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。 (1)～(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第37条～第40条 (略) (規律)</p> <p>第41条 会議において、法又はこの規則の規定に違反し、その他<u>会議</u>の秩序を乱す委員があるときは、教育長は、これを制止し又は発言を取り消させ、その命令に従わないときは、その会議が終るまでの発言を禁止し又は<u>退席</u>させることができる。</p> <p>第42条～第46条 (略)</p>	<p><u>び開票に立ち合わせなければならない。</u></p> <p><u>2 前項の投票には、教育長が定めた投票用紙を用いなければならない。</u> (投票終結の宣告)</p> <p><u>第30条 投票が終つたときは、教育長は投票の終結を宣告する。</u> (開票)</p> <p><u>第31条 教育長は、開票を宣告した後、投票を計算し、点検する。</u></p> <p><u>2 投票の効力について疑義があるときは、教育長が、立会人の意見を聞いて決定する。</u> (投票結果の報告)</p> <p><u>第32条 投票の点検が終つたときは、教育長は、その結果を報告する。</u> (投票中の発言禁止)</p> <p><u>第33条 第23条の規定は、選挙の投票中の発言について準用する。</u> (地方自治法の準用)</p> <p><u>第34条 この章及び別に定があるものを除き、委員会における選挙については、地方自治法(昭和22年4月法律第67号)第118条第1項から第3項までの規定を準用する。</u></p> <p>(非公開とできる事件等)</p> <p>第35条 1 (略)</p> <p>2 会議を非公開とするときは、教育長又は第22条の2の規定により指名された委員は、その指定する者以外の者を、<u>すべて議場の外に退去</u>させなければならない。</p> <p>第35条の2 (略) (会議録)</p> <p>第36条 会議録には、すべての議事<u>及び選挙</u>の経過のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。 (1)～(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第37条～第40条 (略) (規律)</p> <p>第41条 会議において、法又はこの規則の規定に違反し、その他<u>議場</u>の秩序を乱す委員があるときは、教育長は、これを制止し又は発言を取り消させ、その命令に従わないときは、その会議が終るまでの発言を禁止し又は<u>議場の外に退去</u>させることができる。</p> <p>第42条～第46条 (略)</p>

神奈川県教育委員会会議規則の一部改正の概要

1 改正の理由

- 教育委員会の会議については「地教行法」第14条に基づき、教育長が招集し、教育長及び委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができないと規定されている。
- 令和2年7月28日付けで、文部科学省から新型コロナウイルス感染症への対応として、各都道府県・指定都市教育委員会あての通知「オンライン会議システム等を活用した総合教育会議及び教育委員会の会議の開催について」が発出され、適切に意思決定を行うことができる限り、必要に応じ教育委員会規則等の整備を図った上で、オンライン会議システム等を活用して教育委員会の会議を開催することも可能という考えが示された。
- 新型コロナウイルス感染症や非常災害その他緊急時への対応として、オンライン会議システム等を活用して教育委員会の会議を開催することができるよう所要の改正を行う。

2 改正の内容

- (1) 教育委員会の会議について、教育長及び委員並びに教育委員会の職員がオンライン会議システム等を活用して出席し、表決に加わることを可能とする。（第2条第2項、第2条の2、第16条の2、第25条第1項、第35条第2項、第41条）
- (2) 本規則では、記名又は無記名の投票による採決ができると定められており、その場合、選挙の条文を準用することとなっているが、オンライン会議システム等を活用した会議では、議場への参集を前提とした選挙の規定を準用することが難しい。
あわせて、本県では平成28年度から新教育委員会制度に移行し、その後、会議の運営にあたり実質上、選挙の規定を適用する必要性がなくなったと認められる。
これらのことから、教育委員会の会議における投票の取扱いについては、教育長が別に定めることとし、選挙に関する規定を削除する。（第27条第3項、第28条～第34条、第36条第1項）

3 施行期日

令和3年4月1日